

公立大学法人神戸市看護大学職員の期末手当等の支給に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2023年7月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第4号

公立大学法人神戸市看護大学職員の期末手当等の支給に関する規程施行細則（平成31年4月1日細則第30号）の一部改正

| (改正前) | | (改正後) | |
|--|------------------|-------------------------|---------------|
| 別表（第6条関係） | | 別表（第6条関係） | |
| 職員 | 加算割合 | 職員 | 加算割合 |
| 教育職給料表の職務の級4級の職員 | 略 | | |
| 教育職給料表の職務の級3級の職員 | 略 | | |
| 教育職給料表の職務の級2級の職員及び同表の職務の級1級の職員（経験年数が7年以上である職員に限る。） | 略 | | |
| 一般職給料表の職務の級8級の職員 | 略 | | |
| 一般職給料表の職務の級7級の職員 | 略 | | |
| 一般職給料表の職務の級6級の職員 | 100分の <u>10</u> | | <u>12.5</u> |
| 一般職給料表の職務の級5級の職員 | 100分の <u>7.5</u> | | <u>10</u> |
| 一般職給料表の職務の級4級の職員 | 100分の <u>5</u> | | <u>7.5</u> |
| _____ | _____ | 一般職給料表の職務の級3級で61号給以上の職員 | <u>100分の5</u> |
| 医療職給料表(1)の職務の級4級の職員 | 略 | | |
| 医療職給料表(1)の職務の級3級の職員 | 100分の <u>10</u> | | <u>12.5</u> |
| 医療職給料表(1)の職務の級2級の職員 | 100分の <u>7.5</u> | | <u>10</u> |
| 医療職給料表(1)の職務の級1級の職員（経験年数が5年以上である職員に限る。） | 略 | | |
| 医療職給料表(2)の職務の級6級の職員 | 100分の <u>10</u> | | <u>12.5</u> |
| 医療職給料表(2)の職務の級5級の職員 | 100分の <u>7.5</u> | | <u>10</u> |

| (改正前) | | (改正後) | |
|---|----------------|---|----------------|
| 医療職給料表(2)の職務の級4級の職員 | 100分の <u>5</u> | | <u>7.5</u> |
| | | 医療職給料表(2)の職務の級3級で61号給以上の職員 | 100分の <u>5</u> |
| 指定職給料表の適用を受ける職員 | 略 | | |
| 備考 | | 備考 | |
| <p>1 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して理事長が特に必要があると認めるものについては、<u>当該異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。</u></p> <p>2 <u>この表に規定する一般職給料表又は医療職給料表(2)の職務の級のうち加算割合が100分の5と定められている職員であって経験年数が7年以上であるもの又は満50歳以上の職員であって経験年数が3年以上であるものについては、加算割合が100分の7.5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。</u></p> <p>3 <u>この表において加算割合が100分の7.5と定められている職員のうち、経験年数が4年以上であるものについては、加算割合が100分の10と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。</u></p> <p>4 この表並びに備考2及び備考3において「経験年数」とは、基準日現在（基準日前1箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員にあっては、退職をし、又は死亡をした日現在）における当該職務の級に属していた年数をいう。</p> | | <p>1 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して理事長が特に必要があると認めるものについては、<u>当該異動後の加算割合に100分の5を超えない範囲で加算割合を加えることができる。</u></p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 この表 _____ に おいて「経験年数」とは、基準日現在（基準日前1箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員にあっては、退職をし、又は死亡をした日現在）における当該職務の級に属していた年数をいう。</p> | |

附 則
(施行期日等)

- 1 この細則は、公布の日から施行し、2021年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の期末手当等の支給に関する規程施行細則（以下「改正後の細則」という。）第6条第2項の規定による加算割合が、この細則による改正前の公立大学法人神戸市看護大学職員の期末手当等の支給に関する規程施行細則第6条第2項の規定による加算割合（以下「旧割合」という。）を下回る職員に係る加算割合は、改正後の細則第7条第2項の規定にかかわらず、旧割合とする。